

国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程

平成16年度九大就規第15号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：令和 6年 3月29日
 （令和5年度九大就規第25号）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学再雇用職員就業規則（平成16年度九大就規第5号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第10条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の給与に関する事項について定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 再雇用職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給 与 の 支 給 日
基本給月額 基本給調整額 職位定年調整額 管理職手当 地域手当 地域調整手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 別府病院支援配置手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が再雇用職員就業規則第11条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
特殊勤務手当 入試手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が再雇用職員就業規則第11条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
遠隔地手当		11月21日 ただし、その日が再雇用職員就業規則第11条第

		5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	11月から3月までの各月の21日 ただし、その日が再雇用職員就業規則第11条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員が特別な業務に従事した場合に一時金を支給することができる。

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接再雇用職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、再雇用職員の指定する再雇用職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の減額)

第4条 再雇用職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 前条、第15条及び第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及びこれに対する地域手当又は地域調整手当及び広域異動手当（以下「地域手当等」という。）並びに管理職手当、別府病院支援配置手当、特地勤務手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特地勤務手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条に規定する特殊勤務手当（夜間看護等手当及び待機手当を除く。）が支給されることとなる作業に該当する場合の第15条及び第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(基本給)

第8条 基本給は、再雇用職員の区分に応じてそれぞれ次の各号に掲げる基本給月額、第10条に規定する基本給調整額及び第10条の2に規定する職位定年調整額の合計額とする。

(1) フルタイム職員 本学を定年退職した日（以下「定年退職日」という。）に国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「職員給与規程」という。）第8条の規定により適用されていた基本給表、職務の級及び号に応じた職員給与規程に定める基本給月額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）

(2) 短時間勤務職員及び定年前短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）職種に応じて別表1-1に規定する額に、再雇用職員就業規則第11条第1項第2号により定められたその者の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員又は他の国立大学法人の職員その他これに準ずると本学が認めるもの（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、退職後本学の再雇用職員となる場合の基本給月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して、前項の規定に準じて決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、当該再雇用職員の経歴及び業務内容を考慮し前項の規定により難いと総長が特に必要と認めた場合は、前2項の規定による基本給月額を超える基本給月額を、総長が個別に定めることができるものとする。

（基本給の支給）

第9条 新たに再雇用職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 再雇用職員が退職（死亡の場合を除く。）し、又は解雇されたときは、その日まで基本給を支給する。

3 再雇用職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。

4 再雇用職員が、次の各号のいずれかに該当するときに基本給を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、当該月の現日数から再雇用職員就業規則第11条第5項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(1) 第1項又は第2項に該当する場合

(2) 国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第44条第2項第3号の規定により出勤停止にされ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

（基本給調整額）

第10条 職務内容の特殊性により、同じ職種に属する他の者に比べて、基本給月額が適当でないと認められる再雇用職員には、基本給調整額を支給する。

2 基本給調整額は、当該再雇用職員の区分及び職種に応じてそれぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) フルタイム職員 別表1-2に掲げる調整基本額に、その者に係る職員給与規程別表第1-11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額

(2) 短時間勤務職員等 別表1-3に掲げる調整基本額にその者に係る職員給与規程別

表第1-11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、再雇用職員就業規則第11条第1項第2号により定められたその者の勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

(職位定年調整額)

第10条の2 定年退職日に職員給与規程第12条の3の規定により職位定年調整額が支給されていた再雇用職員には、職位定年調整額を支給する。

2 職位定年調整額の月額は、当該再雇用職員が定年退職日に支給されていた職位定年調整額と同額とする。

(基本給の半減)

第11条 第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に再雇用職員が勤務しないときは、当該各号に掲げる日を超えた日につき、基本給の半額を減ずる。ただし、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合を除く。

(1) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。)第18条第4項から第6項までの規定による特定病気休暇を受けた場合 すでに受けた特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達する日

(2) 国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程(平成16年度九大就規第23号。以下「職員安全衛生管理規程」という。)第17条の規定により就業を禁止された場合 90日

(管理職手当)

第11条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、本学が指定する職を占める再雇用職員に支給する。

2 管理職手当の月額、職種及び職の別により本学が定める区分に応じて、別表2に掲げる額とする。

3 前項の規定にかかわらず、当該再雇用職員の職責を考慮し前項の規定により難しいと総長が特に必要と認めた場合は、前項の規定による管理職手当の月額を超える管理職手当の月額を、総長が個別に定めることができるものとする。

(地域手当)

第12条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮した場合に支給する必要があると認められる次の各号に掲げる地域に在勤する再雇用職員に支給する。

- (1) 東京都特別区
- (2) 福岡県福岡市
- (3) 福岡県春日市
- (4) 福岡県糟屋郡篠栗町
- (5) 福岡県福津市

2 地域手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、前項に規定する地域に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号の地域 100分の20
- (2) 前項第2号から第5号までの地域 100分の10

3 在勤する地域を異にする採用(再雇用職員就業規則第3条第1項による退職の日の

翌日の採用に限る。)又は雇用期間の更新(以下「採用等」という。)により、前項第2号の割合(採用の場合にあっては職員給与規程第16条第2項第2号に規定する割合)により地域手当を支給されていた再雇用職員が地域手当の支給地域以外の地域に勤務することとなった場合(再雇用職員が、当該採用等の日の前日に在勤していた地域又は施設に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他これに相当すると本学が認める場合に限る。)は、採用等の日(採用した再雇用職員のうち、職員給与規程第16条第3項の規定により地域手当を支給されていた職員にあっては、同項の規定による支給の開始日)から3年間、当該採用等の日の前日に支給されていた支給割合により地域手当を支給する。

4 給与法適用職員等であった者が、引き続き本学の再雇用職員となった場合において、採用の事情を考慮して、前項の規定による地域手当を支給される再雇用職員との権衡上必要があると認められるときは、採用の日から2年間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合により地域手当を支給する。

(1) 採用の日から1年を経過するまでの期間 採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合

(2) 採用の日から2年を経過するまでの期間(前号の期間を除く。) 前号の支給割合に100分の80を乗じた割合

(地域調整手当)

第12条の2 地域調整手当は、前条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する再雇用職員(前条第3号又は第4号の規定により地域手当を支給されている者を除く。)に支給する。

2 地域調整手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第12条の3 広域異動手当は、在勤する地域を異にして採用等をした再雇用職員のうち、次の各号に掲げる距離がいずれも60km以上となる者又はこれに相当すると認められる者、定年による退職の日の翌日に採用した再雇用職員のうち、採用前から引き続き職員給与規程第16条の3に規定する広域異動手当の支給要件を具備している者及びこれらのもとの権衡上必要があると認められる者に、採用等の日(定年退職した日の翌日に採用した再雇用職員のうち、採用前から引き続き職員給与規程第16条の3に規定する広域異動手当の支給要件を具備している者にあっては、支給要件を具備した日)から3年間支給する。

(1) 採用等の日の前日に在勤していた施設と当該採用等の直後に在勤する施設との間の距離(以下「施設間の距離」という。)

(2) 採用等の直前の住居と当該採用等の直後に在勤する施設との間の距離

2 広域異動手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる施設間の距離の区分に応じてそれぞれ定める割合から、第12条の2に規定する地域調整手当又は第12条に規定する地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

- 3 給与法適用職員等であった者が、引き続き本学の再雇用職員となった場合において、採用の事情を考慮して、広域異動手当を支給される再雇用職員との権衡上必要があると認められるときは、第1項の規定に準じて、当該再雇用職員に広域異動手当を支給する。
- 4 前項の規定により支給する広域異動手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該再雇用職員が当該採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合から、第12条の2に規定する地域調整手当又は第12条に規定する地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。ただし、広域異動手当の支給割合が当該再雇用職員の地域調整手当又は地域手当の支給割合以下となるときは、広域異動手当は支給しない。

(扶養手当)

第12条の4 扶養手当は、扶養親族のある再雇用職員に対して支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその再雇用職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、対象となる扶養親族に応じて同表に定める額の合計額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は扶養親族とすることができないものとする。
- (1) 再雇用職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、再雇用職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。
- (1) 新たに再雇用職員となった者に扶養親族がある場合
- (2) 新たに扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合
- (3) 扶養親族の要件を欠くに至った者がある場合（第2項の表の第2号、第3号又は第5号の扶養親族が、満22歳に達した日以後最初の3月31日の経過により、当該要件を欠くこととなった場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、次の各号に掲げる場合に応じ、各号に定める月から開始する。
- (1) 前項第1号又は第2号の場合 採用された日又は扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (2) 前号の場合で、届出がそれぞれ事実が生じた日から15日を経過した後に行われたとき 届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日

の属する月)

7 扶養手当を受けている再雇用職員が退職し、若しくは解雇された場合又はすべての扶養親族が扶養親族の要件を欠くに至った場合には、扶養手当の支給は、それらの事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

8 扶養手当を受けている再雇用職員に次の各号に掲げる事実が生じた場合には、当該各号に定める月からその支給額を改定する。

(1) 更に扶養親族を有するに至った場合又は扶養親族のうち一部が扶養親族の要件を欠くに至った場合 当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(2) 扶養親族である子が、特定期間にある子となった場合 満15歳に達する日後の最初の4月

(住居手当)

第12条の5 住居手当は、次の表に掲げる再雇用職員の区分のいずれかに該当する再雇用職員に支給するものとし、住居手当の月額、再雇用職員の区分に応じて同表に定める手当額（第1号に該当する職員のうち、第2号にも該当するものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

再雇用職員の区分	手当額
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている再雇用職員（本学、他の国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等により宿舍を貸与されている再雇用職員を除く。以下この条において同じ。）	次の各号の区分に応じて、それぞれ掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている再雇用職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている再雇用職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
第2号 第13条の2の規定により単身赴任手当を支給される再雇用職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めるもの	第1号の例により算出した額の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 新たに住居手当の要件を具備するに至った再雇用職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。住居手当を受けている再雇用職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。

3 住居手当の支給は、再雇用職員が新たに住居手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

4 再雇用職員が住居手当の要件を欠くに至った場合には、住居手当の支給は、当該事実

が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

- 5 住居手当を受けている再雇用職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）からその支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる再雇用職員に支給する。ただし、交通機関、有料の道路（以下「交通機関等」という。）又は自動車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の再雇用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする再雇用職員（第3号に掲げる再雇用職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする再雇用職員（第3号に掲げる再雇用職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする再雇用職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる再雇用職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる再雇用職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1月。以下「支給単位期間」という。）につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる再雇用職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額。この場合において、短時間勤務職員等のうち、1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者にあつては、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。

イ	5 km未満	2,000円
ロ	5 km以上10 km未満	4,200円
ハ	10 km以上15 km未満	7,100円
ニ	15 km以上20 km未満	10,000円
ホ	20 km以上25 km未満	12,900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15,800円

ト	30 km以上35 km未満	18,700円
チ	35 km以上40 km未満	21,600円
リ	40 km以上45 km未満	24,400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26,200円
ル	50 km以上55 km未満	28,000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29,800円
ワ	60 km以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる再雇用職員 次に掲げる再雇用職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額

イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である再雇用職員 第1号及び前号に掲げる額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である再雇用職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である再雇用職員 第1号に定める額

ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である再雇用職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である再雇用職員 前号に定める額

3 採用等に伴い、地域を異にして勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった再雇用職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの、定年による退職の日の翌日に採用した再雇用職員のうち、採用前から引き続き職員給与規程第19条第3項に規定する通勤手当の支給要件を具備している者及びこれらのものとの権衡上必要があると認められる者の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 新たに通勤手当の要件を具備するに至った再雇用職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている再雇用職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

- 5 通勤手当の支給は、再雇用職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 6 通勤手当を支給されている再雇用職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 7 通勤手当を支給されている再雇用職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 8 第2条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。
- 9 通勤手当を支給される再雇用職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該再雇用職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第13条の2 採用等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった再雇用職員で、当該採用等の直前の住居から当該採用等の直後に勤務する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とするもの、定年による退職の日の翌日に採用した再雇用職員のうち、採用前から引き続き職員給与規程第20条に規定する単身赴任手当の支給要件を具備している者及びこれらのものとの権衡上必要があると認められる者には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該再雇用職員には単身赴任手当は支給しない。
- 3 単身赴任手当の月額は30,000円とする。ただし、再雇用職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である再雇用職員にあっては、その額に、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて定める額を加算した額とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円

2, 0 0 0 k m以上 2, 5 0 0 k m未満	6 4, 0 0 0 円
2, 5 0 0 k m以上	7 0, 0 0 0 円

- 4 新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った再雇用職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。単身赴任手当を受けている再雇用職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給は、再雇用職員が新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 6 再雇用職員が単身赴任手当の要件を欠くに至った場合には、単身赴任手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 7 単身赴任手当を受けている再雇用職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

（特殊勤務手当）

第14条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事した再雇用職員には、その勤務の実績及び特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表3に定める。

（入試手当）

第14条の2 入試手当は、再雇用職員が、別表4の入試区分に掲げる試験において、同表に定める業務に従事した場合に支給する。ただし、第11条の2の規定により管理職手当の適用を受ける再雇用職員には支給しない。

- 2 前項の入試手当の額は、別表4に掲げる入試区分及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。
- 3 入試手当は、別表4に定める業務について、次条に規定する時間外勤務手当又は第16条に規定する休日勤務手当が支給される場合には支給しない。

（別府病院支援配置手当）

第14条の3 九州大学病院（九州大学病院別府病院（以下「別府病院」という。）を除く。以下この条において同じ。）から採用等により別府病院にて勤務することとなった再雇用職員（当該採用等の日の前日において、九州大学病院に引き続き6月以上在職していた者で、医療技術職員又は看護職員として勤務するものに限る。）には、別府病院支援配置手当を支給する。

- 2 別府病院支援配置手当の月額は、15, 000円とする。
- 3 別府病院支援配置手当は、採用等により別府病院にて勤務を開始した日から3年を経過する日までの期間支給する。ただし、業務上の必要により3年を超えて別府病院に勤務する場合は、当該採用等の日から5年を経過する日までの期間を限度に支給できるものとする。

（特地勤務手当）

第14条の4 生活の著しく不便な地に所在する施設として次に掲げる施設（以下「特地

施設」という。)に勤務する再雇用職員には、特勤手当を支給する。

- (1) 農学部附属演習林宮崎演習林
- (2) 農学部附属農場高原農業実験実習場
- (3) 九重研修所

2 特勤手当の月額、特勤手当基礎額に、特勤施設の級別区分に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特 地 施 設	級別区分	支給割合
前項第1号の施設	1級地	100分の12
前項第2号及び第3号の施設	2級地	100分の4

3 前項の特勤手当基礎額は、再雇用職員が特勤施設に勤務することとなった日に受けていた基本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と、現に受ける基本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とする。

(特勤手当に準ずる手当)

第14条の5 再雇用職員が採用等に伴って住居を移転した場合に、当該採用等の直後に勤務する施設が特勤施設に該当するときは、当該再雇用職員には、当該採用等の日から3年以内の期間、特勤手当に準ずる手当を支給する。

2 前項の手当の月額は、同項に規定する採用等の日に受けていた基本給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる採用等の後の特勤施設の級別区分に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
1級地	100分の6
2級地	100分の5

3 第1項の規定による手当を支給される再雇用職員との権衡上必要があると認められる再雇用職員には、前2項の規定に準じて、特勤手当に準ずる手当を支給する。

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第15条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った再雇用職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。))に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日(次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。)に勤務した再雇用職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 再雇用職員就業規則第11条第5項に規定する休日
- (2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。)第12条の規定により休日となった日

3 第1項の場合において、短時間勤務職員等が行った時間外勤務のうち、当該勤務時間と当該勤務をした日における所定の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

第16条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った再雇用職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第16条の2 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた再雇用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

（夜勤手当）

第16条の3 所定の勤務時間が深夜に割り振られた再雇用職員には、その間に勤務した全時間（前2条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第17条 再雇用職員が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則（平成16年度九大就規第32号）第2条各号に定める宿日直の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	21,000円

3 宿日直は、第15条及び第16条の勤務には含まれない。

（管理職員特別勤務手当）

第17条の2 第11条の2の規定により管理職手当の支給を受ける再雇用職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により再雇用職員就業規則第11条第5項に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により再雇用就業通則第11条第5項に規定する休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分	支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
2種	10,000円（15,000円）
3種	8,500円（12,750円）
4種	7,000円（10,500円）
5種	6,000円（9,000円）

(2) 前項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分	支給額
2種	5,000円
3種	4,300円
4種	3,500円
5種	3,000円

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する再雇用職員（以下この条及び次条において同じ。）及び基準日前1

月以内に退職し、又は再雇用職員就業規則第7条に該当して解雇された再雇用職員（以下「退職者等」という。）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となった再雇用職員（以下「出勤停止者」という。）

(2) 退職者等のうち、次に掲げる再雇用職員

イ 退職等の日において前号に該当する再雇用職員であったもの

ロ 退職し、又は解雇された後、基準日までの間に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員又は他の国立大学法人の職員その他これに準ずると本学が認めるものとなったもの（本学の在職期間を当該機関の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員となったものに限る。）

3 期末手当の額は、基準日現在（退職者等にあつては退職等した日現在。以下同じ。）において再雇用職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等の月額の合計額（以下「期末手当基礎額」という。）に、100分の122.5（管理職手当が支給される再雇用職員のうち、本学が指定するもの（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

4 短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項本文中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して本学が定める再雇用職員にあつては、前項の規定にかかわらず、基本給及びこれに対する地域手当等の月額の合計額に、再雇用職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を前項に規定する期末手当基礎額に加算した額を、同項の期末手当基礎額とする。

6 本学が定める管理又は監督の職にある再雇用職員にあつては、第3項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定による額に、基本給月額に、再雇用職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額を、第3項の期末手当基礎額とする。

7 第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給することが不相当と認められる事由のある再雇用職員については、これを支給しないこと又は一時差し止めることができるものとする。

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する再雇用職員及び退職者等に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤勉

手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する再雇用職員のうち、出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる再雇用職員

イ 退職等の日において前号に該当する再雇用職員であったもの

ロ 前条第2項第2号ロに掲げる者（勤勉手当に相当する手当の支給がない場合はこの限りでない。）

3 勤勉手当の額は、基準日現在において再雇用職員が受けるべき基本給及びこれに対する地域手当等の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、再雇用職員の勤務成績に応じて本学が定める割合に、基準日以前6月以内の期間における再雇用職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

4 前条第5項及び第6項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

5 前条第7項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（遠隔地手当）

第20条 11月1日（以下この条において「基準日」という。）において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する再雇用職員には、遠隔地手当を支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の3月1日までの間（以下「支給対象期間」という。）に採用、異動等の事由により勤務することとなった再雇用職員に対しても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には遠隔地手当は支給しない。ただし、第2号のいずれかに該当する者が、支給対象期間において、同号のいずれにも該当しないこととなった場合は、この限りでない。

(1) 基準日から翌年3月1日までの期間の全日数にわたって北海道以外の地にある再雇用職員（扶養親族のある再雇用職員で、当該扶養親族が当該期間内に北海道に居住するものを除く。）

(2) 基準日において、次のいずれかに該当する者

イ 就業通則第39条第1項により育児休業をしている再雇用職員（以下「育児休業者」という。）

ロ 就業通則第44条第2項第3号により出勤停止となった再雇用職員（以下「出勤

停止者」という。)

- 3 遠隔地手当の額は、基準日（第1項後段に規定する再雇用職員にあつては、当該再雇用職員が農学部附属演習林北海道演習林に勤務することとなった日とし、第2項ただし書により支給を受けることとなった再雇用職員にあつては、同項第2号のいずれにも該当しないこととなった日とする。）における再雇用職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である再雇用職員		その他の再雇用職員
扶養親族（第12条の4第2項に規定するものをいう。以下同じ。）のある再雇用職員（北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第13条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの（本学が定めるものに限る。）及びこれに相当すると認められるものを除く。）	扶養親族のない再雇用職員	
75,000円	55,000円	30,000円

（寒冷地手当）

- 第21条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する再雇用職員には、寒冷地手当を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には寒冷地手当は支給しない。

- (1) 日本国外にある再雇用職員（次項の表における「扶養親族のある再雇用職員」に該当する再雇用職員を除く。）
- (2) 育児休業者
- (3) 出勤停止者

- 3 寒冷地手当の額は、基準日における再雇用職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である再雇用職員		その他の再雇用職員
扶養親族のある再雇用職員（寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第13条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの（本学が定めるものに限る。）及びこれに相当すると認められるものを除く。）	その他の世帯主である再雇用職員	
26,380円	14,580円	10,340円

（短時間勤務職員等の取扱い）

- 第21条の2 短時間勤務職員等について、この規程の規定を適用しない事項については別表5のとおりとする。

（雑則）

第22条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、次項第2号に定める特殊勤務手当の計算期間及び支給日は次に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
特殊勤務手当（周産期医療従事者指導手当に限る。）	一事業年度の初日から末日まで	3月21日 ただし、その日が再雇用職員就業規則第11条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

- 3 第14条に規定する特殊勤務手当として、別表2に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める手当を支給する。ただし、平成21年度における第2号に定める手当の額については、「30,000円」とあるのは「15,000円」とする。

(1) 平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
分娩従事手当	九州大学病院で看護業務に従事する再雇用職員が、分娩に係る業務に従事したとき。	助産師（当該分娩に従事する者2名まで） 2,000円	1分娩

(2) 平成21年12月1日から平成26年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
周産期医療従事者指導手当	九州大学病院で看護業務に従事する再雇用職員が、周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師の指導に係る業務に従事したとき。	助産師、看護師 30,000円	1事業年度

附 則（平成16年度九大就規第47号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第18号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（基本給調整額についての経過措置）

第2条 施行日以後に、第10条の規定により基本給調整額が支給される再雇用職員（以下「基本給調整額適用再雇用職員」という。）のうち、調整基本額が、施行日の前日において基本給調整額適用再雇用職員であったとみなした場合の調整基本額に達しないこととなる者には、改正後の規定による基本給調整額のほか、その差額に相当する額に、次に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは切り捨てた額）を、基本給調整額として支給する。

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

附 則（平成18年度九大就規第24号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大就規第8号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第5号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第15号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第6号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第11号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第23号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第20号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第30号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第23号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大就規第15号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大就規第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（基本給月額についての経過措置）

第2条 平成27年3月31日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職する再雇用職員の受ける基本給月額が、同日に受けていた基本給月額に達しないこととなる再雇用職員には、施行日前日の基本給月額を、平成30年3月31日までの間、この規程による基本給月額として支給する。

（広域異動手当に関する経過措置）

第3条 この規程による改正後の国立大学法人再雇用職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条の3の規定は、平成24年4月2日から施行日前日までの間にその在勤する地域を異にして採用等したことに伴い同条に規定する広域異動手当の支給要件を具備した者のうち、施行日において、当該採用等の日から引き続き同条に規定する広域異動手当の支給要件を具備する者、平成24年4月2日から施行日前日までの間に定年に

より退職し、退職した日の翌日に採用された再雇用職員のうち、採用前から引き続き職員給与規程第16条の3に規定する広域異動手当の支給要件を具備し、かつ、施行日において、引き続き同条に規定する広域異動手当の支給要件を具備する者及びこれらのものとの権衡上必要があると認められる者に適用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

2 施行日から平成28年3月31日までの間に、その在勤する地域を異にして採用等をした再雇用職員に対する当該採用等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第12条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

3 施行日前日以降に定年により退職し、退職した日の翌日に採用される再雇用職員のうち、採用前から引き続き職員給与規程第16条の3に規定する広域異動手当の支給要件を具備している者及び当該再雇用職員と権衡上必要があると認められる者に係る広域異動手当の支給に関する新規程第12条の3第2項の規定の適用については、平成24年4月2日から施行日前日までの間に支給要件を具備した場合は、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とし、施行日から平成28年3月31日までの間に支給要件を具備した場合は、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則（平成27年度九大就規第10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第29号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第30号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成30年度九大就規第28号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大就規第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月4日（以下「適用日」という。）から適用する。

(特殊勤務手当の支給期間の特例)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程別表2に掲げる特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当(②及び③の勤務の内容に係るものに限る。)については、適用日から当分の間、支給する。

附 則(令和2年度九大就規第14号)

この規程は、令和2年8月1日から施行し、令和2年6月3日から適用する。

附 則(令和2年度九大就規第23号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年3月1日から施行する。

(一時金支給の適用規定)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程第2条第2項の規定は、令和3年1月1日以降に一時金の支給の対象となる業務に従事した者から適用する。

附 則(令和2年度九大就規第45号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(広域異動手当の経過措置)

第2条 第12条の3第3項及び第4項の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に職員がその在勤する地域を異にして採用された場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「異動等の日から3年間」とあるのは「令和3年4月1日から採用の日以後3年を経過する日までの間」とする。

(結核性疾患に係る基本給半減の経過措置)

第3条 この規程の施行の際、現に結核性疾患により、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(令和2年度九大就規第48号)による改正前の国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就規第19号)第18条の規定による病気休暇を受けている者又は国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程(平成16年度九大就規第23号)第17条の規定により就業を禁止されている者に係る第11条の規定による基本給の半額を減ずる日は、当該病気休暇を受けた期間又は当該措置の期間が1年に達する日を超えた日とする。

附 則(令和3年度九大就規第10号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大就規第27号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大就規第31号)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大就規第8号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大就規第19号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程(以下「旧規

程」という。)の適用を受けた再雇用職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるものについては、令和5年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用し、かつ、旧規程第18条第3項に規定する同年12月期における期末手当に係る期末手当基礎額に乗じる割合において、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とみなした場合、及び旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則(令和5年度九大就規第25号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(基本給についての経過措置)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程の適用を受けた再雇用職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるもののうち、施行日以降にその者の受ける基本給、管理職手当、地域手当、扶養手当及び住居手当の合計額に1.2を乗じて得た額並びに期末手当及び勤勉手当の合計額に2を乗じて得た額の合計額が施行日前日に受けていた基本給、管理職手当及び地域手当の合計額に1.2を乗じて得た額並びに期末手当及び勤勉手当の合計額に2を乗じて得た額の合計額に達しないこととなるものについては、新規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1 - 1 (第 8 条関係)

職 種	基本給月額
事務職員 技術職員	194,600円
	216,200円
	256,200円
	275,600円
	290,700円
	358,800円
教務職員	236,600円
医療技術職員	216,300円
看護職員	256,400円

備考

事務職員及び技術職員の基本給月額は、当該再雇用職員の業務内容に応じて別に定めるところにより適用する。

別表 1 - 2 (第 10 条関係)

職 種	調整基本額
事務職員 技術職員	4,600円
	6,000円
	6,700円
	7,100円
	7,400円
	7,800円
	8,500円
	8,900円
	10,000円
	11,100円
	教務職員
5,200円	
6,000円	
6,100円	
6,700円	
医療技術職員	4,300円
	5,600円
	6,400円
	6,800円
	7,400円
	7,900円
	8,500円
	9,700円
看護職員	5,700円
	6,600円

	6, 8 0 0 円
	7, 0 0 0 円
	7, 3 0 0 円
	8, 1 0 0 円
	8, 8 0 0 円

備考

調整基本額は、当該再雇用職員の業務内容に応じて別に定めるところにより適用する。

別表1-3(第10条関係)

職 種	調整基本額
事務職員 技術職員	8, 5 0 0 円
教務職員	9, 0 0 0 円
医療技術職員	8, 0 0 0 円
看護職員	9, 4 0 0 円

別表2 管理職手当(第11条の2関係)

職 種		区分	管理職手当
事務職員 技術職員	部長相当職	2種	88, 5 0 0 円
		3種	77, 4 0 0 円
		4種	66, 4 0 0 円
	課長相当職	3種	72, 7 0 0 円又は69, 4 0 0 円
		4種	62, 3 0 0 円又は59, 5 0 0 円

別表3 特殊勤務手当一覧表(第14条関係)

手当の種類	勤務の内容	手当額		支給単位
高所作業手当	①農学部又は大学院農学研究院に所属する再雇用職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円		1日
	②①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円		
	③施設部に所属する再雇用職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。	200円		
	④③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円		
爆発物取扱等作業手当	再雇用職員のうち事務職員及び技術職員が、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき。	300円		1日
航空手当	再雇用職員が、航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき。 ①試作又は改造の航空機用機器材の実験 ②気象、地象又は水象の観測又は調査 ③水路又は陸地の測量 ④大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査 ⑤災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査	事務職員及び技術職員	1,900円	1時間
		教務職員	1,200円	
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属する再雇用職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円		1日
死体処理手当	①再雇用職員のうち医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている技術職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円		1日
	②再雇用職員のうち事務職員及び技術職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。	1,000円		
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている再雇用職員(教務職員を除く。)が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円		1日

放射線取扱手当	①再雇用職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円		1日	
	②再雇用職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該再雇用職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)				
異常圧力内作業手当	①再雇用職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間	
		気圧0.3メガパスカルまで	560円		
		気圧0.3メガパスカル超	1,000円		
	②再雇用職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	潜水深度20メートルまで	310円		
		潜水深度30メートルまで	780円		
潜水深度30メートル超	1,500円				
山上等作業手当	①再雇用職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。	410円		1日	
	②再雇用職員のうち技術職員が、農学部附属演習林宮崎演習林又は北海道演習林(1月から翌年4月までの間に限る。)において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。	260円			
夜間看護等手当	再雇用職員のうち看護職員が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	7,300円	1回	
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,550円		
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,100円		
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,150円		
		上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。			
		通勤距離が片道2km以上5km未満	380円	1回	
		通勤距離が片道5km以上10km未満	760円		
通勤距離が片道10km以上	1,140円				
待機手当	病院別府病院で勤務する医療技術職員又は看護職員が、救急の外来患者及び入院患者の容態の急変に備え、待機を命じられたとき。	夜間(17時15分から8時30分まで)	1,000円	1回	
		休日の昼間(8時30分から17時15分まで)	600円		

備考 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。
高所作業手当、爆発物取扱等作業手当及び種雄牛馬取扱手当

別表4 入試手当(第14条の2関係)

入試区分	業務区分	手当額
大学入学共通テスト 一般選抜 (前期日程及び後期日程)	実施本部及び試験場事務	1日当たり 6,000円 半日当たり 3,000円
	救護業務(看護師)	
	警備等の入学試験業務	
	願書点検, 受験票発送, 問題仕分等	
	試験室巡視業務	1日当たり 10,000円 半日当たり 5,000円
	入学者選抜機械処理業務	年度当たり 45,000円
総合型選抜 学校推薦型選抜 帰国生徒選抜 社会人選抜 私費外国人留学生入試	試験場事務	1試験当たり 6,000円
	救護業務(看護師)	
	警備等の入学試験業務	
	入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 45,000円
編入学試験	試験場事務	1試験当たり 3,000円

別表5（第21条の2関係）

対象となる再雇用職員	適用を除外する条項
短時間勤務職員等	第10条の2（基本給調整額に準ずる手当）
	第12条の4（扶養手当）
	第12条の5（住居手当）
	第14条の3（学位論文調査手当）
	第14条の4（別府病院支援配置手当）
	第14条の5（特地勤務手当）
	第14条の6（特地勤務手当に準ずる手当）
	第17条の2（管理職員特別勤務手当）
	第20条（遠隔地手当）
第21条（寒冷地手当）	